

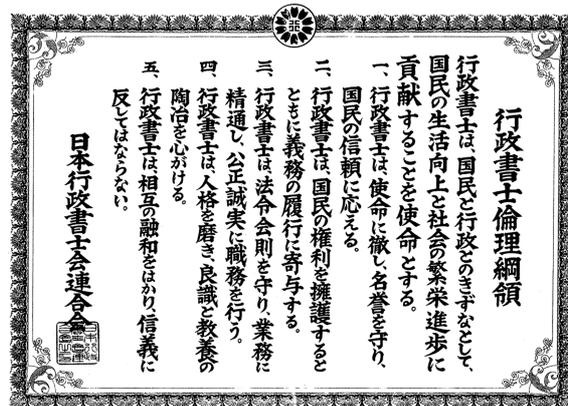
愛知

- 愛知県行政書士会令和3年度第71期定時総会
- 令和3年度 日本行政書士会連合会
定時総会報告
- 令和3年度 日本行政書士会連合会
中部地方協議会定時総会



目次

アマミノクロウサギとイナバノシロウサギ	副会長 吉川 明宏	1
愛知県行政書士会令和3年度第71期定時総会		2
令和3年度日本行政書士会連合会定時総会報告		3
令和3年度日本行政書士会連合会中部地方協議会定時総会		4
総務大臣表彰受賞謝辞		4
改正食品衛生法研修会		5
個人版事業承継税制について	税理士・公認会計士 浅野 佳史	6
お知らせコーナー ライブラリ研修動画一覧		9
ライブラリ研修申込書		11
業務相談会のお知らせ		12
業務相談会申込書		13
会員訪問記（昭和支部 岩木 良太会員）	会報委員 中津留 太郎	14
支部だより		15
事務局だより		18
会員の動向 新規登録入会者の紹介 他		20
コスモスあいちコーナー		26
あとがき		27



アマミノクロウサギとイナバノシロウサギ

副会長 吉川 明宏

奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島が世界自然遺産に登録されたというニュースを耳にしました。自然遺産としては、屋久島、白神山地、知床、小笠原諸島に続く5件目らしいです。「国際的にも希少な固有種に代表される生物多様性保全上重要な地域である」とされている奄美大島には、ルリカケスやオオトラツグミといった希少野生動物が数多く存在します。中でもアマミノクロウサギは奄美大島と徳之島の2島にのみ存在し、特別天然記念物にも指定された、「生きた化石」ともいわれている非常に貴重な動物だそうです。

奄美大島には、猛毒で知られるハブが生息することでも知られていますが、このハブを退治するために投入した外来生物マングースによる捕食や、交通事故がアマミノクロウサギの生息を脅かす原因ともなってきました。ただ、最近では、マングースの防除事業により、生息状況は回復しつつあるようです。

こういう人が作りだした事情を除いては、アマミノクロウサギが生息する奄美大島の森には肉食の大型動物の天敵が少なく、それゆえに太古の昔から生き延びることができ、「生きた化石」と呼ばれるようになったそうです。耳や足が短いのが特徴で、私たちが思い描くウサギと比べて原始的な姿をしているみたいです。

話は変わって、ウサギと聞いて連想することに、「因幡の白兎」という神話があります。海を渡るために「自分の種族とワニ（サメ）とどちらが多いか比べてみよう」と持ちかけておきながら、その作戦がうまくいったことが嬉しくなり、ワニにそれを告げてしまつてワニを怒らせ、仕返しとして皮を剥がれてしまう話です。最終的には心優しい大国主命に助けられるという顛末で「メデタシ、メデタシ」なので良いと言えば良いのですが、自分の目的を達成

するために他の助けを借り、目端が利いて調子がいいのに、わざわざ自分から余計なことを言ってしまう、すべてを台無しにしてしまいます。

大きく進化する必要がなく、古来の姿を大様に保っているクロウサギ。目端を利かせて、その場しのぎに他を騙して、目的を達成したことで、自らが傷つくこととなったシロウサギ。どちらもウサギの話ではありますが、現状維持で進化しないことも、他を騙して自分の利益を優先することも、あまり望ましいことではありません。

新型コロナウイルス感染症の流行により、私たち行政書士の業務も大きく変化しなければならない局面に差し掛かっています。この一年程で、オンライン会議の常態化や押印廃止など様々変化に触れてきました。さらなるリーガルテックの拡大は、行政書士の業務にも様々影響を及ぼすことでしょう。時代の流れに適応できない行政書士では、今後、自らの聖域を守ることさえできなくなる恐れも十分にあります。クロウサギのように、現状に満足して進化をしない。シロウサギのように、機転を利かせたつもりが、余計なことをして必要以上に他を貶め、怒りをかう。どちらのウサギも最終的に自分に跳ね返ってくるのですが、どちらを選んでもあまり徳はないんだろうと思います。新型コロナウイルス感染症は、私たちから色々なものを奪っていましたが、今一度立ち止まって色々な考えをめぐらす機会を与えてくれたような気はします。自らの仕事に対する姿勢や他との関わりを見つめ直し、時代の趨勢を見極め、過去の経験のみを大切にするのはではなく、新たな様式ともしっかりと調和し、真心を持った、クロでもシロでもない、ただただウサギの如く、未来に向かって大きく「跳躍」する、そんな気概にあふれた行政書士でありたいものです。

愛知県行政書士会令和3年度 第71期定時総会

日 時 令和3年5月31日(月)

午後1時～4時26分

場 所 ANAクラウンプラザホテルグランコート
名古屋 ザ・グランコート



令和3年度第71期定時総会が、愛知県知事大村秀章様のご臨席を賜り開催されました。新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、昨年に引き続き、開催時間の短縮及び会員の来場についても可能な限り少人数にとどめるなど、通常とは異なる開催方法にて行いました。

会長からの令和3年度に向けての挨拶の後、愛知県知事大村秀章様より祝辞を頂戴しました。そして令和3年度知事表彰が行われ、子安幸代会員（東名支部）、須崎俊行会員（東名支部）、高木富央会員（中央支部）、山本篤会員（名南支部）が受賞されました。

暫時休息の後、正副議長（議長：一宮支部和田彌一郎会員、副議長：碧海支部内藤祐滋会員）が選任され、正副議長席に登壇の後、議事は進められました。議事進行の進め方については、総会運営委員長（一宮支部内藤広子会員）より、委任状の調査報告については総会運営副委員長（東三支部山本嘉和会員）より説明がありました。

定足数の確認

令和3年5月31日現在の個人会員数3,131人

委任状を含んだ出席者数1,798人

（定時総会出席者数96人 有効委任状数1,702人）

以上が確認されたので、議長より本総会は適法に成立するとの宣言がされました。

議事録署名人に岡崎支部小林孝至会員、豊田支

部杉浦美紀会員が選任され、各議案についての報告・審議が行われました。

議題

第1号議案 令和2年度事業経過報告

提案報告の後、質疑応答が行われました。

第2号議案 令和2年度会計決算承認の件

提案説明、監事からの監査報告及び質疑応答の後に採決が行われ、可決承認されました。

第3号議案 愛知県行政書士会会則の一部改正（案）承認の件

提案説明、質疑応答の後に採決が行われ、可決承認されました。

第4号議案 令和3年度事業計画（案）承認の件
提案説明、質疑応答の後に採決が行われ、可決承認されました。

第5号議案 令和3年度会計予算（案）承認の件
提案説明、質疑応答の後に採決が行われ、可決承認されました。

第6号議案 令和4年度暫定予算（案）承認の件
提案説明の後に採決が行われ、可決承認されました。

第7号議案 役員改選の件

提案説明、質疑応答の後に採決が行われ、可決承認されました。

新型コロナウイルス感染防止のため、昨年に引き続き定期大会終了後の懇親会は、本年度は中止としました。

令和3年度日本行政書士 会連合会定時総会報告

日 時 令和3年6月14日(月)
午後1時～4時45分
令和3年6月15日(火)
午前9時～10時30分

場 所 ホテルオークラ東京「平安の間」



6月14日15日の両日、東京都港区のホテルオークラにおいて、日本行政書士会連合会（以下、「日行連」と略）の定時総会が開催されました。

本年度は「新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等」の下、出席者を絞り、親睦懇親会も中止し感染予防対策を十分行った上での開催となりました。

例年は総会に先立ち行われる総務大臣表彰の表彰状の授与式も中止となりました。愛知会からは、高木富央会員（中央）、内藤祐滋会員（碧海）、西堀俊徳会員（西北）、山本篤会員（名南）、山本昌幸会員（中央）が表彰されました。

「開会の言葉」により総会は開催され、下記の議案が審議されました。審議も感染防止の観点から、議案説明が省略され、事前の質問に沿って議事は進行され、再質問は1分以内、再々質問は認めないかたちで行われました。

第1号議案 令和2年度事業報告

第2号議案 令和2年度決算報告

両案は一括上程され、審議を経て「異議なし」拍手多数で承認されました。

第3号議案 日行連会則の一部を改正する会則

(案)

第4号議案 日行連役員選任規則の一部改正(案)
3号議案、4号議案は総会等の書面決議、オンライン会議、総会での郵送の利用を可能するなどの改正案で両案とも同様に承認されました。

第5号議案 令和3年度事業計画(案)

第6号議案 令和3年度予算(案)

両議案も一括上程され同様に承認されました。

第7号議案 役員改選

任期満了に伴うもので、まず会長選挙が現職で東京会の常住豊会員と千葉会の中村利雄会員の間で行われ、常住豊会員が再任されました。

この会長選出をもって総会1日目は閉会となりました。

総会2日目は午前9時から再開し、副会長、その他役員が選任されました。愛知会からは前田望会員が理事、西堀俊徳会員が監事に選任されました。

令和3年度、日行連の新役員は次の通り選任されました。

会 長	常住	豊（東京）
副会長	宮元	仁（北海道）
	相羽	利子（新潟）
	松村	和人（徳島）
	坪川	貞子（福井）
	高尾	明仁（大阪）
	野田	昌利（福岡）

以上で令和3年度定時総会のすべての日程が終了し閉会となりました。

令和3年度日本行政書士会連 合会中部地方協議会定時総会

愛知会理事 野崎 晃

日 時 6月11日(金)

午後2時30分～4時

場 所 オンライン会議

参加会 愛知県行政書士会 石川県行政書士会

岐阜県行政書士会 富山県行政書士会

三重県行政書士会 福井県行政書士会

午後2時30分より、オンライン会議にて日本行政書士会連合会中部地方協議会の令和3年度定時総会が開催されました。日本行政書士会連合会常任会長と、各単位会からは、会長、代議員等42名の参加のもと、以下の議案が審議されました。

- 第1号議案 令和2年度事業概要報告の件
- 第2号議案 令和2年度決算報告承認の件
- 第3号議案 令和3年度事業計画(案)承認の件
- 第4号議案 令和3年度予算(案)承認の件
- 第5号議案 日本行政書士会中部地方協議会会則改正(案)承認の件
- 第6号議案 任期満了に伴う役員改選の件

審議は順調に進み、全ての議案が可決承認され定刻通り終了しました。第5号議案については、会則の細部を是正し、より明確な文言とするなど、有意義な審議がなされました。議案審議終了後には、各単位会からの報告がなされ、愛知会からは、前田会長により行政書士法制定70周年記念事業での作品の紹介がなされました。

コロナ禍のもと懇親会も行わず、オンライン開催されたため、各単位会が意見交換を行うには、対面での総会に比べ難しい状況ではありましたが、福井会の先生方の進行のもと、滞りなく無事に総会を終えることが出来ました。

総務大臣表彰受賞謝辞



未完成にも褒美



高木 富央

この度、理事在籍に関し総務大臣賞を受賞いたしました。この間、手掛けたことが完成しないまま卒業となり、不釣り合いな賞を頂戴し感謝いたします。行政書士としての道は永くも早かったと思います。経審要員として33年、「愛知県がやらなければならないことなら協力しなければ。」との思いから自分の申請を後回しに頑張りました。お客様の「困った。」に寄り添い、気づけば半世紀が過ぎていました。大きな成果もなく、花火で言えば尺玉は上がらないけど、線香花火のように続いてきたのかなと思います。私共の仕事はこんなものかも知れません。

皆様のお力添えをいただきながら、もう暫く、誰かのお役に立てれば。



山本 篤

今般、図らずもただ年数を重ねただけの浅学菲才の私が大変表彰の栄誉を受賞できたのも愛知県行政書士会の会員諸氏のおかげと感謝申し上げます。

今後とも微力ではございますが行政書士会発展の為に尽くしていきたいと思っております、この度はありがとうございました。



西堀 俊徳

令和3年度、日行連総会において、総務大臣表彰の栄誉を受ける事ができました。この事は会員皆様のご支援とご理解の賜物と思います。今後も本会の為会員の為に励みたいと思います。誠に有難うございました、お礼申し上げます。



山本 昌幸

この度は、総務大臣表彰をいただき誠にありがとうございます。

私自身、このような表彰をいただくことは想像しておりませんでしたので非常に恐縮しております。このような表彰は、私一人の力では無理と理解しており、支えていただいた会員の先生方、事務局の皆様方及び補助者へ感謝しつつ慎んでお受けした次第です。私は今年五十八歳になりましたが、未だにやりたいこと・やらねばならぬことが山積しており、これはこれで非常に幸せなことだと感謝しております。これから一層、業務に邁進していきたく思います。今回は本当にありがとうございます。



内藤 祐滋

このたび、令和3年度総務大臣表彰を賜りました。

このような栄誉ある賞を拝受いたしました事で、お力添えを頂きました皆様に深く感謝申し上げます。

今後も更なる研鑽を積み、行政書士業務に邁進する覚悟でございますので、今後ともご指導の程、宜しくお願い申し上げます。

改正食品衛生法 研修会

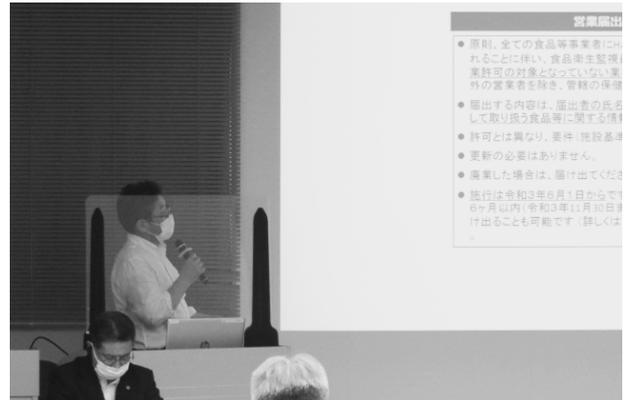
法人経営部 黒澤 淳

日時 令和3年5月18日(火)

午後2時～4時30分

場所 愛知県行政書士会 3階

出席者 会場8名 (WEB 76名)



改正された食品衛生法が本年6月1日に施行されることに伴い、愛知県保健医療局生活衛生部生活衛生課の職員を講師にお招きし、大幅に改正された内容について講義をして頂きました。

今回の法改正により従前と大幅に変更された点は、衛生管理の全国的な統一を図るために全ての事業者に対する「HACCP (ハサップ)」に沿った衛生管理の制度化、それに伴い許可制度の見直しが行われ、一つの許可で扱える食品が増えたこと、そして何より営業許可を必要としていなかった業種に対しての「届出制」が新たに創設され、今まで把握することが困難であった事業者への衛生管理・指導を実施することが可能となったこと、営業許可の要不要に関わらず、全ての事業者に「食品衛生責任者」の設置が義務付けられ、食の安全がより一層図られた点だと思います。

また、今回の改正により、都道府県政令市ごとにばらばらであった申請書式に統一化が図られる等私たち行政書士にとっても大幅な法改正であったと思います。

今回の法改正では、かなり細かな部分にまで手が加えられていますので、施行後相談事案が増えることが予想されます。その時のために新法と旧法の差異について確認する必要があると思わせる研修会だったと思います。

個人版事業承継税制について

浅野佳史税理士事務所 税理士・公認会計士 浅野 佳史

原稿を書いている時点はオリンピックが無事に開催された頃です。開会式を少し見ましたが、「うーん？」という印象でした。掲載される頃はオリンピックが終わり、総括がされる頃かと思います。大赤字決定で誰が負担するのか決まっていない部分もあるようですが、せめて、オリンピックをやって良かったねと言いたいですね。

さて、今月は個人版事業承継について紹介させて頂きます。事業承継税制ですので、法人版事業承継税制とアウトラインは同様となります。法人版は株式が対象でしたが、個人版は個人の事業用資産が対象となります。対象が異なる事で違いが生じてきます。ざっくり把握されたい方はⅠ～Ⅲまでをお読みください。Ⅳ以降は要件・手続きについて記載しております。

Ⅰ 概要

青色申告事業者（先代経営者）の後継者がその事業に供用されていた資産を贈与・相続で取得した時にその特例受贈事業用資産（以下事業用資産）に係る贈与税・相続税が納税猶予されます。その後、後継者の死亡等の一定の事由が発生した場合に猶予されていた税金が免除されます。

なお、青色申告は青色申告の特別控除（55万円ないし65万円）が適用できる場合に限られます。先代経営者も後継者も同様です。

Ⅱ 猶予・免除される税額計算

税額計算は法人版事業承継税制と同様です。贈与税の場合、1月1日～12月31日の1年間に後継者が贈与を受けた財産の合計額に対する贈与税額（①）から事業承継税制の適用を受けた事業用資産の額に対する贈与税額（②）を控除した金額を納税します。

なお、猶予された税額に対する担保提供が必要となりますので、相続時精算課税制度を適用し猶予税

額を圧縮する対策をお勧めします。（法人版事業承継税制では対象株式を担保提供すれば、担保額とするみなし規定があります。）

相続税の場合、先代経営者の全ての財産（事業用資産を含む）について、通常の相続税計算を行います。この計算で算定された後継者の相続税額を（A）とします。今度は先代経営者の全ての財産から後継者が相続した事業用資産以外の財産を控除して相続税計算をします。この計算で算定された後継者の相続税額を（B）とします。このBの金額が納税猶予となります。AからBを控除した金額を後継者が納付する税額となります。なお、後継者が債務を相続する場合には、事業用資産から事業用債務を控除した価額をもとに納税猶予額を計算します。

Ⅲ 法人版事業承継税制との主な違い

① 適用期限

個人版事業承継税制も10年間ですが、期間は平成31年1月1日から令和10年12月31日までです。なお、法人版は令和9年12月31日までです。

② 経営承継期間

個人版は経営承継期間がありません。法人版には5年間の経営承継期間があります。法人版では、その間、同族株主が過半数の議決権を維持し、後継者は代表者兼筆頭株主として経営を行うことが要件として定められています。そして、この状況を毎年年次報告書で提出する義務もありました。個人版では年次報告書は必要なく、継続届出書を3年毎に提出するのみです。

③ 青色申告要件

個人版は青色申告要件があります。法人版は意外にも青色申告要件がありません。これは、個人版が事業用資産に関する贈与税・相続税が納税猶予・免税になっているので、青色申告要件がある

と言われております。

④ 小規模宅地特例との併用

個人版で特定事業用宅地等との併用不可です。特定同族会社事業用宅地等及び貸付事業用宅地等は面積制限があります。法人版は併用ができます。

⑤ 担保提供

個人版は納税猶予される税額及び利子税の額と同額の担保を手当する必要があります。法人版は納税猶予の対象となる承継株式の全てを担保提供することにより、納税猶予税額及び利子税に相当する担保提供があったとみなされます。

⑥ 納税猶予額が免除される場合

個人版は後継者が重度な障害（精神障害者保健福祉等級1級、身体障害者等級2級以上及び要介護5）になった場合に税金が免除されます。法人版では後継者が重度な障害になった場合、特例承継期間（5年）中とその後で取扱が異なります。特例承継期間中に後継者が重度障害になって代表者を降りても取消事由にはならないという救済制度がありますが、税額についても減免・免除はありません。特例承継期間終了後において、後継者が重度な障害になった場合、税額の再計算による減免措置があります。

IV 適用要件等

① 先代事業者

（贈与税の場合）

- ・廃業届出書を提出していること。又はその廃業した年度の申告期限までに提出する見込みであること。
- ・贈与日の属する年、その前年及び前々年の確定申告を青色申告で提出していること

（相続税の場合）

- ・相続開始日の属する年、その前年及び前々年の確定申告を青色申告で提出していること

② 後継者

- ・個人である中小企業者であること
- ・贈与の日において20歳以上であること（令和4年4月1日より18歳以上）
- ・贈与税を納付すること

- ・円滑化法認定を受けていること
- ・贈与の日まで引き続き3年以上にわたり特定事業用資産に係る事業に従事していたこと。なお、相続の場合、被相続人が60歳未満で死亡した場合を除き、相続開始直前において特定事業用資産に係る事業に従事していたこと。
- ・贈与（相続開始）の時から贈与税（相続税）の申告期限まで引き続き当該特定事業用資産の全てを有し、かつ、自己の事業の用に供していること。
- ・贈与税（相続税）の申告期限において開業の届出書を提出していること及び青色申告の承認を受けていること。（相続税の場合は承認を受ける見込みである場合を含む。）
- ・その事業が贈与（相続開始）の時ににおいて、資産保有型事業、資産運用型事業及び性風俗関連特殊事業に該当しないこと。
- ・個人事業承継計画の確認を受けたものであること。

V 特定事業用資産の概要

対象となる資産は先代事業者（贈与者又は被相続人）の事業の用に供されていた資産でかつ贈与又は相続開始の日の属する年の前年分の事業所得の青色申告決算書の貸借対照表に計上されていた下記の条件に該当するものである。なお、所有者が先代事業者の生計一親族等であっても、先代事業者の貸借対照表に計上されていたもので、下記に該当する資産であれば特定事業用資産に該当する。その条件は以下のように定められています。

- ① 宅地等（その面積の合計の内400㎡以下の部分）
- ② 建物（その床面積の合計の内800㎡以下の部分）
- ③ 次の減価償却資産
 - ・固定資産税の課税対象とされているもの
 - ・自動車税・軽自動車税の営業用の標準税率が適用される自動車
 - ・その他一定のもの（貨物運送用など一定の自動車、乳牛・果樹等の生物、特許権等の無形固定資産）

VI 申請手続

(贈与)

- ① 個人事業承継計画を令和6年3月31日までに都道府県知事に提出・確認を受ける
- ② 贈与(特定事業用資産の全ての贈与を受ける)
- ③ 後継者は贈与日から1ヶ月以内に開業届出書を税務署に提出
- ④ 後継者は贈与日から2ヶ月以内に青色申告承認申請書を税務署に提出
- ⑤ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(円滑化法)の認定申請を受ける(贈与年月日の翌年1月15日までに申請を行う)
- ⑥ 申告期限までに贈与税の申告書等を税務署に提出・一定の担保を提供

(相続)

- ① 個人事業承継計画を令和6年3月31日までに都道府県知事に提出・確認を受ける
- ② 都道府県知事の円滑化法の認定申請を受ける(相続開始後8か月以内に申請を行う必要がある)
- ③ 後継者は事業開始日から1ヶ月以内に開業届出書を税務署に提出
- ④ 後継者は青色申告承認申請書を税務署に提出。期限は相続開始があったことを知った日(通常は死亡日)に応じて異なるので要注意。
- ⑤ 申告期限(通常は死亡日の翌日から10ヶ月以内)までに相続税の申告書等を税務署に提出・一定の担保を提供

Ⅶ 贈与税及び相続税の納税猶予が取消される場合
納税猶予が取消となった場合、利子税も含めて納付する必要があります。

～全額納付する場合～

- ① 事業を廃止した場合(やむを得ない理由がある場合や破産手続開始を除く)
- ② 資産管理事業又は性風俗関連特殊事業に該当した場合
- ③ 事業所得(特例受贈事業用資産の事業)の総収入金額が零となった場合
- ④ 青色申告の承認が取消された場合

⑤ 青色申告の承認申請が却下された場合

～一部納付する場合～

事業用資産が事業の用に供されなくなった場合に、その事業の用に供されなくなった部分に対応する贈与税及び利子税を納付する。なお、次に該当する場合は納税猶予が継続となり納付する必要がありません。

- ・事業用資産を陳腐化等の事由で破棄した場合(税務署に書類を要提出)
- ・事業用資産を譲渡し、1年以内に新たな事業用資産を取得見込の場合に税務署長のその承認を受けた場合(取得に充てられた部分)
- ・特定申告期限(後継者が最初の制度適用した贈与税の申告期限)の翌日から5年を経過後に会社設立に伴う現物出資で全ての事業用資産を移転した場合(移転につき税務署長の承認を受ける)

Ⅷ 贈与税及び相続税が免除される場合(免除額の再計算を含む)

- ① 先代事業者(贈与者)が死亡した場合
- ② 後継者(受贈者)が死亡した場合
- ③ 特定申告期限の翌日から事業用資産の全てについて免除対象贈与(後継者が納税猶予及び免除の適用を受ける贈与)を行った場合
- ④ 事業継続することができなくなったことについて、やむを得ない理由(精神障害者保健福祉等級1級、身体障害者等級1・2級及び介護度5になった)がある場合
- ⑤ 破産手続開始の決定などがあった場合
- ⑥ 事業継続が困難な一定の事由が生じ、事業用資産の全ての譲渡・事業の廃止をしたとき

参照

国税庁 令和3年5月 リーフレット(個人版事業承継税制のあらまし)

一般社団法人大蔵財務協会 個人版事業承継税制の実務と申告の手引(税理士・不動産鑑定士 松本好正著)

お知らせコーナー

研修会動画一覧

ライブラリ研修：会館にて視聴していただきます。次頁のライブラリ研修申込書によりお申込みください。

オンデマンド研修：愛知会ホームページの【会員ページ】－【ライブラリ】－【研修会ライブラリ】にて各自で視聴してください。

(令和3年7月25日現在)

	部	番号	年 月 日	内 容	ライブラリ 研修 【会館】	オンデマンド 研修 【ホームページ】
1	総務部	525	H28. 2.23	行政書士制度65周年記念講演	○	○
2		546	H30.12. 6	被災者支援に関する研修会	○	○
3	建設環境部	530	H28. 8.31	愛知県の平成28年度廃棄物行政について 第1部 産業廃棄物関係の許認可手続き等について 第2部 産業廃棄物の監視業務について	○	×
4		531	H28. 9.27	産業廃棄物収集運搬業許可申請について（入門編）	○	×
5		555	R 1. 9.26	初心者向け業務研修会（廃棄物処理業関係業務）	○	○
6		573	R 2. 9.23	コロナ禍における建設業許可申請・届出について	○	○
7		579	R 3. 1.21	建設業許可申請と経営事項審査についての研修会	○	○
8		586	R 3. 5.18	経営事項審査の改正点についての研修会	○	×
9		運輸交通部	551	H29. 1.23	自動車保有関係手続きのワンストップサービス（OSS）研修会	○
10	581		R 3. 2. 4	運輸交通部基礎研修会 1	○	○
11	国際部	486	H26. 2.21	国際業務部門 帰化・相続手続きにおける韓国除籍等収集方法と見方	○	○
12		509	H26.12.25	はじめての国際法 1	○	○
13		510	H27. 2.18	はじめての国際法 2	○	○
14		517	H27.11.24	出入国管理行政と日本型移民国家構想	○	○
15		521	H28. 1.28	初心者向け研修会（在留資格認定申請書の書き方）	○	○
16		526	H28. 3. 7	国際私法の考え方～相続と遺言について～	○	○
17		528	H28. 4.25	国際私法の考え方～婚姻と離婚について～	○	○
18		536	H29.11.16	国際業務部門研修会 ①国家戦略特区（外国人創業活動促進事業）について ②在留資格「経営・管理」のポイント	○	○
19		540	H30. 2.27	技能実習法の実務についての研修会（法人経営部と合同）	○	○
20		542	H30. 3.19	国際業務初心者向け研修会 （永住許可申請について、パスポートの見方）	○	○
21		547	H31. 2.21	国際業務研修会（フィリピン人の再婚と重婚問題）	○	○
22		549	H31. 3. 8	在留資格「特定技能」に関する研修会	○	○
23		558	R 1.11.18	国際私法に関する研修会	○	○
24		563	R 2. 1.22	国際・私法部業務研修会	○	○
25		562	R 2. 2.28	特定技能に関する研修会	○	○
26		578	R 2.12. 3	初心者中級者向け入管国際業務研修会資料	○	○

	部	番号	年 月 日	内 容	ライブ러리 研修 【会館】	オンデマンド 研修 【ホームページ】
27	私法部	420	H24. 2. 25	私法業務基礎研修会（初心者のための遺言作成実務基礎講座）	○	○
28		488	H26. 3. 17	私法業務部門研修会（遺産分割協議書の書き方）	○	○
29		504	H26.12. 4	行政書士が知っておくべき相続税の基礎知識	○	○
30		534	H29. 8. 28 H29. 9. 4	法定相続情報証明制度研修会 第2部 戸籍の見方・相続関係図の書き方	○	○
31		539	H30. 2. 22 H30. 3. 1	民事信託についての研修会（企画情報部と合同）	○	○
32		554	R 1. 9. 9	債権各論 契約に関する研修会	○	○
33		571	R 2. 8. 24	戸籍の見方に関する研修会	○	○
34		552	R 1. 8. 26	初心者向け土地利用業務研修会	○	○
35	土地利用部	559	R 1.11. 22	都市計画法概要と愛知県開発審査会基準（主に第16号）について	○	○
36		565	R 2. 2. 19	農地法許可の審査基準についての研修会	○	○
37		570	R 2. 7. 13	不動産に関わる業務手続きについての研修会	○	○
38		582	R 3. 2. 15	農地法及び土木設計の基礎知識についての研修会	○	○
39	法人経営部	425	H24. 6. 28	種苗法における品種登録と出願実務について	○	○
40		445	H24. 9. 24	告訴・告発状の作成の仕方についての研修会	○	○
41		511	H27. 2. 12	医療法人の設立について	○	×
42		537	H29.11. 24	ドローン等（無人航空機）飛行許可・承認申請手続きについて	○	○
43		540	H30. 2. 27	技能実習法の実務についての研修会（国際・私法部と合同）	○	○
44		541	H30. 3. 16	オーファンワークスについての研修会 ～著作権業務の可能性～	○	○
45		564	R 2. 2. 10	HACCP研修会	○	×
46		576	R 2.11. 16	SDGs時代における行政書士の役割と可能性についての研修会 【1回目】	○	○
47		580	R 3. 1. 27	SDGs時代における行政書士の役割と可能性についての研修会 【2回目】	○	○
48		584	R 3. 3. 23	初心者向け風俗営業申請手続研修会	○	○
49		585	R 3. 5. 18	改正食品衛生法研修会	○	○

ライブラリ研修申込書

令和 年 月 日

愛知県行政書士会会長 殿

申込者	氏名			
	支部	支部	事務所TEL・FAX	
	会員番号			TEL () —
	メールアドレス			FAX () —
下記のとおり、研修会視聴を申込みます。				
視聴希望日時	番号	研修開催日	内 容	備考
(例) 令和〇年〇月〇日▽時	531	平成28. 9.27	産業廃棄物収集運搬業許可申請について(入門編)	

誓約事項

1. お借りした研修会媒体の複写・撮影等は、絶対いたしません。

【ライブラリ研修要領】

視聴場所	会館会議室
視聴時間	10時から17時まで(受付時間10時～12時、13時～15時)
研修内容一覧	別紙、ご参照ください。
視聴申込み	視聴希望日の7日前までにFAX(052-932-3647)にて申込みください。 (視聴機器の台数に限りがありますので希望日を変更いただくことがあります)
キャンセル	予約を取り消す場合は、事務局までご連絡ください。
利用上の注意	1. 視聴のためにご来館されたときは、事務局までお越しください。 2. 視聴できる研修会は愛知県行政書士会所蔵のものに限ります。 3. 館外への持出、貸出、持込による視聴はできません。 4. 視聴覚室の使用については、事務局職員の指示に従って頂き、注意を守らない場合は退出して頂く場合があります。

※定員オーバー等でお断りする場合のみ、その旨ご連絡いたします。

※愛知会ホームページ<http://www.aichi-gyosei.or.jp/>の会員ページ「研修会ライブラリ」でオンデマンド可能な研修会もごございますのでご利用ください。

会受領印欄	
-------	--

業務相談会のお知らせ

◎相談を希望される方は、次ページ申込書をご利用ください。

初心者向け建設業関係業務・産廃（収運）業許可申請相談会

【建設業関係業務相談会】

建設環境部

内 容 建設業許可、経営事項審査等の建設業関係業務について

開催日 毎月第4木曜日（祝日の場合は第3木曜日に開催）

時 間 午後1時30分

【産廃（収運）業許可申請相談会】

内 容 産業廃棄物収集運搬業許可について

開催日 毎月第4木曜日（祝日の場合は第3木曜日に開催）

時 間 午後1時30分

※どちらもこれから業務を始める方等を対象とした初歩の相談を予定しております。

運輸関係業務相談会

内 容 自動車登録（車庫証明含む）について

運輸交通部

開催日 毎月第1水曜日（11月は3日が祝日のため翌週10日に開催いたします。）

時 間 午後1時30分

※初心者対象

初心者向け業務相談会

内 容 国際業務について

国際部

開催日 毎月第2水曜日

時 間 午後2時30分から一人50分程度

※初心者対象

初心者向け土地利用関係業務相談会

内 容 農地転用許可、開発許可、建築許可等について

土地利用部

開催日 毎月第2水曜日

時 間 午後1時30分から4時まで

※初心者対象、土地利用の業務は地域によって許可基準が異なる場合がありますので、相談内容に関する資料をお持ちください。

初心者向け書類作成相談会

内 容 風俗営業許可申請、株式会社設立（法人登記以外）に限定

法人経営部

開催日 毎月第1水曜日

時 間 午後2時から4時まで

※初心者対象

初心者向け業務相談会

内 容 私法業務について

私法部

開催日 毎月第2水曜日

時 間 午後2時30分から一人50分程度

※初心者対象

令和3年9月1日

会 員 各 位

 建設環境部
 運輸交通部
 国際部
 土地利用部
 法人経営部
 私法部

時下、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

今年度、業務相談会を下記のように開催いたしますので、希望者の方は、この様式にてFAXでお申し込みください。なお、各業務相談会の開催日の7日前が締切です。

業務相談会申込書

該当する相談会に○印をしてください。

- ・ 建設環境部 業務相談会【建設業関係業務・産廃（収運）業許可申請】
- ・ 運輸交通部 運輸交通関係業務相談会
- ・ 国際部 初心者向け業務相談会
- ・ 土地利用部 初心者向け土地利用関係業務相談会
- ・ 法人経営部 初心者向け書類作成相談会【風俗営業許可申請・株式会社設立(法人登記以外)に限定】
- ・ 私法部 初心者向け業務相談会

支 部		会 員 番 号	
氏 名			
開 催 日	月 日 ()	電 話 番 号	
相談内容 (詳細を具体的に お書き ください。)			

愛知県行政書士会 F A X 052-932-3647

会員訪問記



昭和支部：岩木 良太会員

会報委員 中津留 太郎



昭和支部の岩木良太会員の事務所を訪問しました。岩木会員は平成30年の登録で、司法書士と兼業されています。家庭裁判所の調停委員、地域の消防団員、名古屋市区政協力委員（町内会長）でもあり、プライベートでは4人家族の父親です。そんな様々な顔を持つ岩木会員の素顔に迫ってみました。

—まずは開業までの経緯を教えてください。

今から25年ほど前になりますが、学生のころ法律家を目指そうと思い法律の勉強を始めました。行政書士試験、司法書士試験に合格することができました。卒業後は司法書士事務所で5年間、法律事務所で10年間の実務経験を積み、平成30年8月に独立開業をすることができました。

—どのような業務を扱っていますか？

行政書士業務は、会社法務、遺言・相続、農地転用、外国人関係業務などが中心です。外国人技能実習生の監理団体の外部監査人もしています。司法書士業務では不動産や会社の登記全般、裁判業務を取り扱っています。

—行政書士と司法書士のダブルライセンスでやられていることで特によかったと感じたことはありますか？

業務範囲が広がることで仕事に一連の流れができることですね。それとダブルライセンスということでも士業としての信頼感が増すことです。

—仕事で特に心がけていることはありますか？

依頼者の立場になって、わかりやすく丁寧に説明することを心がけています。事務所ではホワイトボードを活用します。メリット、デメリットの説明や、事案に即した多くの情報を提供するときに役立ちます。ホワイトボードで情報を共有することで、依頼

者と問題解決のための方向性を検討しやすくなるんです。

—それでは、次にオフの過ごし方を教えていただけますか？

事務所の休日は土日祝ですが、完全オフは少ないです。仕事で遠方に出かけることもあり、町内会の公園清掃や防犯パトロール、消防団の訓練・定例会にも定期的に参加しています。

それでも時間ができたときには、子どもらと旅行や買い物に出かけています。3年ほど前からSNSに仕事途中でのランチの写真や家族旅行の写真を投稿しています。

それから20歳の頃に資格取得に目覚めまして、その時々勉強したいことを資格の勉強を通じて習得しています。現時点で所有資格数は58です。年齢以上の資格数を維持していくことが目標です。

—仕事と家庭と自分自身のための勉強のどれも大切にされているんですね。時間配分など大変そうな気がしますが、うまくいく秘訣は何でしょうか？

仕事とプライベートのどちらを優先するかという感覚はないんです。仕事、家庭、勉強のそれぞれが繋がっているように感じています。

平日、週末とも時間配分にこだわらずに自由に過ごせていることが良いのかもしれません。自由といっても家族とはアプリでスケジュールを共有しています。妻は司法書士事務所に長年勤めていて行政書士試験にも合格しているので、私の仕事を理解してくれていることも大きいですね。

—最後に、今後の抱負などを教えてください。

現在マンション管理士の登録もしていますので、トリプルライセンスで活躍できればと思っています。今後は遊休土地の活用や空き家問題、身寄りのない方の相続対策にも取り組みたいです。地域のコミュニティはこれからも大切にしていきます。町内会長や消防団の活動を通して地域の方々と知り合いになることができ、相続や遺言の依頼もしていただきました。

私の好きな言葉は向上心です。向上心に限界はないからです。これからもいろんなことにチャレンジしていきたいと思っています。資格数も増やしますよ。

—ご多忙の中、取材に応じていただき有難うございました。益々のご活躍を祈念します。

支部だより

名南
支部

令和3年度定時総会 & 第1回役員会

会報委員 長峰 均

日 時 令和3年5月20日(木)
午後4時～
場 所 【集会中止】サイプレスガーデンホテル(金山)
会員数 個人会員220名、法人会員1名(令和3年3月31日現在)

議案審議

- 第1号議案 支部事業活動の概要ならびに令和2年度会務報告承認の件
- 第2号議案 令和2年度会計報告ならびに財産目録承認の件
監査報告 監事 鬼頭 喜代志、鰐部 伸一
- 第3号議案 令和3年度事業計画(案)承認の件
- 第4号議案 令和3年度会計予算(案)承認の件
- 第5号議案 支部規則第7条による役員選任の件
(役員選考委員会)

名南支部の定時総会は、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、金山駅周辺の混雑が予想され、従来の集会方式を书面審議方式にて開催する事を5月6日の名南支部正副支部長会で決定し、事前に支部会員には通知致しました。

5月20日に书面審議による定時総会は開催され、議案は全て承認されました。

その後、7月6日(火)午後5時40分より日本特殊陶業市民会館(金山市民会館)で、新役員による第1回役員会が開催され、新支部長に就任された山本篤会員による議事進行で、令和3年度支部活動の議題が話し合われました。また、新規に新役員に就任されました野崎晃会員、瀧谷厚子会員、貝田和美会員三名の紹介・挨拶も行われました。

岡崎
支部

『経審改正のポイントと建設業財務諸表作成上の注意点』オンライン研修会

会報委員 伊東 毅

日 時 令和3年6月15日(火)
午後1時30分～4時30分
場 所 長野市よりオンライン配信
講 師 ワイズ公共データシステム株式会社
荻原氏、西方氏
聴講者 6名

今回の支部研修会は、ワイズ公共データシステム株式会社の2人の講師のご協力を得て、Web会議サービス「Zoom」を使用したオンライン形式で実施しました。

講義の前半は、経審の4月1日の改正点として、Z項目で技術力評点の対象となる技術職員に「監理技術者補佐」が新設されたことや、W点の審査項目として「知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況」が新設されたことなどを具体的な計算例をふまえて解説していただきました。

後半は、Y項目における建設業財務諸表の作成方法についての解説です。まず初めに課税事業者か免税事業者か、決算書は税込みか税抜きかを確認することや、税務申告用の決算書から建設業財務諸表を作成する際に生ずる振替処理について、売掛金や買掛金などを例に挙げて建設業と兼業事業をどのような科目で振り分けていくのかを詳細に解説していただきました。

前半後半ともに聴講者が聞き取りやすいように、ゆっくりと丁寧に話して下さいましたので、初心者でも大変わかりやすい有意義な研修会となりました。

中央
支部

令和3年度 定時総会

会報委員 梅村 晃士

日時 令和3年5月29日(土)
午後2時～3時20分
場所 愛知県行政書士会館 2階AB会議室
出席者 208名(当日出席27名、委任状181名)



令和3年度の中央支部定時総会は、昨年に引き続き愛知県行政書士会館での開催となりました。

新型コロナウイルスによる緊急事態宣言発令期間中であるため、多くの会員には委任状提出にご協力いただき、当日出席の方々にもできる限り短時間での開催にご協力いただきました。

定刻になり、亀井直美副支部長の司会進行の下、同副支部長より開会宣言が発せられ、物故会員への黙祷、中村美帆子支部長の挨拶があり、そして司会者から出席会員数の確認・本総会成立の報告がなされた後、議長に野田悦子会員、副議長に野村耕司会員が選任され議事が進行していきました。

- 第1号議案 令和2年度会務報告承認の件
- 第2号議案 令和2年度決算報告承認の件
- 第3号議案 令和3年度事業計画(案)承認の件
- 第4号議案 令和3年度事業予算(案)承認の件
- 第5号議案 支部役員選任(案)承認の件

以上の議案が上程され、活発な質疑応答がなされた後、全ての議案が原案どおり承認されました。

今年度も懇親会はありませんでしたが、一日も早く事態が収束し、来年度は定時総会と懇親会が盛大に行えることを切に願いながら、会員の皆様のご健勝を心よりお祈り申し上げます。

昭和
支部

令和3年度第1回支部研 修会(兼国際法務研究会)

会報委員 中津留 太郎

日時 令和3年7月12日(月)
午後2時15分～4時30分
場所 天白スポーツセンター1階第2会議室
出席者 18名(内ライブ配信受講者7名)
テーマ 『行政書士 国際業務の可能性について』
講師 田澤 満会員(本会・前国際・私法部部长)



今回の研修会では、これから外国人業務を始めようとしている会員に向けて、国際業務に精通されている田澤会員をお招きして上記のテーマで講義をしていただきました。

講義では、行政書士が扱える国際業務、在日外国人の地域別・国籍別の特徴、入管法改正の経緯と在留資格制度の概要、国際業務のライバルとなる存在、コンプライアンスが重要な理由という項目に沿って説明していただきました。

愛知県の在日外国人コミュニティの傾向と特徴や、愛知県という土地柄、受任しやすい国際業務と不利なものにも触れられ、長年第一線で活躍されている田澤会員ならではの説得力がありました。

「国際業務の可能性」という面では、経済情勢の変化等から外国人市場も目まぐるしく変化するため新たな需要を察知し対応する力が求められるというお話が印象的でした。

また、「コンプライアンス重視」で入管との信頼関係を構築することが行政書士に求められるということが繰り返し強調され、改めて身の引き締まる思いがしました。

質疑応答では参加者から多くの質問があり、どの質問に対してもご経験や関係法令等に基づいて丁寧に詳しい回答をいただきました。

講義はプライベートの楽しいエピソードも交えて進められ、時間が経つのを忘れるほど有意義な研修会でした。

一宮
支部

FM放送「出番だよ、行政書士！ ～あなたの街の法律家～」

一宮支部 立松 智美

日時 令和3年7月15日(木)
午後0時15分～0時20分
場所 尾張一宮駅前ビル（通称 i ビル）



一宮支部では、一宮市・稲沢市を放送エリアとしているFM放送局「FMいちのみや」で、毎月1回提供番組を放送することになりました。放送日時は毎月1回第3木曜日の午後0時15分から0時20分の5分間、番組名は「出番だよ、行政書士！～あなたの街の法律家～」、放送期間は、令和3年7月から令和4年3月まで（更新あり）となります。

第1回の放送は7月15日に、尾張一宮駅前ビル（通称 i ビル）1階にあるガラス張りのおしゃれなスタジオで、生放送で行われました。支部役員全員で録音したタイトルコールの後、内藤広子支部長が相続業務についてのお話をされ、相続が発生したときの具体的な手続きの流れをわかりやすく解説してくださいました。

その後、詳しくお聞きになりたい方のために、支部HPの案内や、毎週第3木曜日に行われる思いやり会館での無料相談会についての案内もあわせて行われました。内藤支部長は、以前同じスタジオでの出演経験があり、2回目のラジオ出演ということもあって、緊張した様子もなく、落ち着いたトーンの聞きやすい和やかな雰囲気での放送となりました。

第2回（8月）の放送は今井隆昌副支部長が担当予定で、その後支部役員が順に担当していきます。

また、7月17日に行われた「まちの宮市」では、FMいちのみやの特設ブースでの放送に内藤支部長が飛び入り出演され、この番組のPRをされました。

この放送をきっかけとして、市民の皆様が、無料相談会に足を運んでくださり、行政書士は気軽に相談できる身近な存在だと感じていただけるように、支部役員一同力を尽くしていきたいと思っております。

新城
支部

新・支部役員会

会報委員 鈴木 達也

日時 令和3年7月16日(金)
午後5時30分～6時10分
場所 新城市勤労青少年ホーム会議室



支部総会が終わってからの最初の、実質の新体制での支部役員会が開催されました。

新城支部は、支部長以下会計監事までいわゆる執行部は8人体制ですが、今年度は、このうち6人が新任ということになりました。2年前はほとんどが留任ということで、4年間、同じ体制が続いてきたので、今年度はとても新鮮味があり、心機一転、「大変革」が期待されるところであります。

新役員の自己紹介に引き続き、新支部長の木下一成会員のあいさつではじまり、本年度の支部研修や広報月間の相談会の予定など、事業計画の大筋について議論され、1年間の支部活動のアウトラインが決定しました。

少ない会員、広い担当エリア、そしてコロナ禍の中での活動の制限など厳しい条件の中で、地元自治体との空き家協定や大規模災害協定の実働化などの具体的な例をあげて、地域に必要とされる、行政書士の支部の活性化について、木下新支部長が熱く語りました。

役員も一新し、支部の活動が広く支部会員に浸透し、地域に認知され、まちの法律家として必要とされる、「より一層、顔の見える新城支部」となる可能性が感じられる役員会の一コマでした。

事務局だより

■令和3年6月

1日(火)	正副会長 県法務文書課訪問 正副会長会開催 ADR手続説明会開催
2日(水)	前田会長 日行連常任理事会出席
3日(木)	前田会長 日行連常任理事会出席
4日(金)	部長会開催 理事会開催 幹事会開催
7日(月)	ADR手続説明会開催
8日(火)	本会常設無料相談会開催 会報7月号校正会議開催 黒澤常務理事 県警保安課訪問 新規登録受付
9日(水)	国際業務相談会開催 吉川副会長 県経済産業局来館対応 小椋会員 封印取付報告確認 新規登録受付
10日(木)	和田・内藤・小林・杉浦会員 総会議事録署名
11日(金)	前田会長 日行連編集会議出席 中地協定時総会出席 新部長執務説明会開催
13日(日)	前田会長 日行連常任理事会・議事合同会議出席
14日(月)	日行連定時総会・日政連定期大会出席
15日(火)	日行連定時総会・日政連定期大会出席 ADR手続説明会開催
16日(水)	吉川副会長、岡田・黒澤常務理事 会員聴取 小柳津副会長、伊藤常務理事 県法務文書課、名古屋市広聴課訪問 森越常務理事 中地整、県資源循環推進課、県総務課訪問
17日(木)	小柳津副会長、川津常務理事 名古屋国際センター来館対応 小柳津副会長、伊藤常務理事 広告代理店来館対応
18日(金)	封印管理委員会開催
21日(月)	吉川副会長、岡田常務理事、市川相談役、森局長 県法務文書課、顧問弁護士訪問 八十川理事 封印払出書確認
23日(水)	吉川・須崎副会長、岡田・岩崎常務理事 会員聴取
24日(木)	建設環境部業務相談会開催
25日(金)	支部長会開催 申請取次行政書士管理委員会開催 吉川副会長、岡田常務理事 新規登録者事務所現地調査 名古屋自由業団体当番会開催
29日(火)	県法務文書課指導検査対象者選定開催 役員推薦委員会レビュー開催
30日(水)	正副会長会開催 吉川副会長、柴田常務理事 未納会費裁判傍聴

■令和3年7月

1日(木)	正副会長 県法務文書課訪問
2日(金)	部長会開催 理事会開催 常任幹事会開催

■令和3年7月

5日(月)	吉川副会長、森局長 県法務文書課訪問
6日(火)	ADR手続説明会開催
7日(水)	前田会長、西堀副会長 日行連理事会出席 矢澤常務理事 空家対策担当者会議出席
8日(木)	前田会長 日行連常任理事会出席 前田会長、西堀副会長 日行連理事会出席 新規登録受付
9日(金)	経理部会開催 吉川副会長 行政書士試験実施に係る説明会出席 佐藤理事 封印取付報告書確認 新規登録受付
12日(月)	運輸交通部会開催 私法部会開催 封印管理委員会開催 小柳津副会長、川津常務理事 国際部関係官公署等挨拶廻り 須崎副会長、岩崎常務理事、佐藤理事 県警、自販連、運輸支局訪問 新規登録受付
13日(火)	本会常設無料相談会開催 総務省名古屋総合行政相談所くらしの行政・法律相談開催 吉川・小柳津・岩井副会長、安藤次長、吉田職員 行政書士試験会場下見 新規登録受付
14日(水)	名古屋自由業団体引継会開催 小柳津副会長、川津常務理事 国際部関係官公署等挨拶廻り
15日(木)	法務部会開催 建設環境部業務相談会開催
16日(金)	広報部会開催 国際部会開催 会報委員全体会議開催 須崎副会長、黒澤常務理事 県警保安課、組織犯罪対策課、県民会議訪問 吉川・須崎副会長、岡田常務理事 会員聴取
19日(月)	土地利用部会開催 法人経営部会開催
20日(火)	職務上請求書ビデオ説明会開催 登録証交付式 建設環境部会開催 ADR運営委員会開催 ADR手続説明会開催
21日(水)	国際部業務相談会開催 吉川副会長、柴田常務理事 未納会費裁判傍聴
27日(火)	本会・政連連絡会開催 小柳津副会長、川津常務理事、蓬田理事 名古屋入管訪問 申請取次行政書士管理委員会開催 経営事項審査補助業務要員必須連絡会開催 西堀副会長 職務上請求書窓口指導
28日(水)	前田会長 日行連広報部会出席 第1回試験正副サブ責任者会議開催 柴田常務理事 未納会費裁判出席
29日(木)	会報9月号編集会議開催 西堀副会長、平松常務理事 浅野佳史会計事務所訪問
30日(金)	須崎副会長 日行連許可業務部会運輸交通部門会議出席 総務部会開催 綱紀委員会開催 監察委員会開催 苦情対応委員会開催

会 | 員 | の | 動 | 向

令和3年7月25日現在

個人会員数 3,153人
法人会員数 57法人

新規登録入会者の紹介



登録番号 第21191293号
会員番号 第6466号
入会年月日 令和3年6月1日
氏名 小川 忠

事務所 行政書士小川忠事務所
名古屋市守山区名駅南一丁目24番8号 原ビルディング8F
電話番号 052-588-5155 所属支部 名古屋



登録番号 第21191297号
会員番号 第6470号
入会年月日 令和3年6月1日
氏名 國枝 久伸

事務所 行政書士 國枝事務所
名古屋市南区戸部町1丁目38番地の3
電話番号 090-4118-6376 所属支部 名南



登録番号 第21191294号
会員番号 第6467号
入会年月日 令和3年6月1日
氏名 高橋 初実

事務所 高橋初実行政書士事務所
知立市新池2丁目60番地 グランドハイツ301
電話番号 0566-82-2295 所属支部 碧海



登録番号 第21191298号
会員番号 第6471号
入会年月日 令和3年6月1日
氏名 釘宮 功

事務所 行政書士くぎみや事務所
東海市名和町一枚畑3番地の17
電話番号 052-717-3692 所属支部 知多



登録番号 第21191295号
会員番号 第6468号
入会年月日 令和3年6月1日
氏名 山田 信二

事務所 行政書士やましん事務所
名古屋市守山区本地が丘407番地の1
電話番号 052-770-9995 所属支部 東名



登録番号 第21191299号
会員番号 第6472号
入会年月日 令和3年6月1日
氏名 清水 信行

事務所 行政書士清水信行事務所
安城市福釜町十郎70番地1
電話番号 0566-76-0310 所属支部 碧海



登録番号 第21191296号
会員番号 第6469号
入会年月日 令和3年6月1日
氏名 堀井 義明

事務所 行政書士法人中村事務所
名古屋市守山区太閤一丁目22番13号 恒川ビル3階
電話番号 052-462-8313 所属支部 名古屋



登録番号 第21191300号
会員番号 第6473号
入会年月日 令和3年6月1日
氏名 齊藤 陽樹

事務所 行政書士齊藤雅裕事務所
名古屋市南区桜本町95番地 アルスビル2F
電話番号 052-822-7767 所属支部 名南



登録番号 第21191301号
 会員番号 第6474号
 入会年月日 令和3年6月1日
 氏名 早瀬 守

事務所 早瀬行政書士事務所
 北名古屋市九之坪東町42番地1
 電話番号 0568-65-6078 所属支部 西北



登録番号 第21191555号
 会員番号 第6482号
 入会年月日 令和3年7月1日
 氏名 井口 早紀

事務所 行政書士いぐちさき事務所
 名古屋市千種区今池四丁目4番1号 3階
 電話番号 052-741-7005 所属支部 中央



登録番号 第21191302号
 会員番号 第6475号
 入会年月日 令和3年6月1日
 氏名 橋本 周一

事務所 橋本行政書士事務所
 豊川市平尾町深田67番地の19
 電話番号 090-9894-0223 所属支部 東三



登録番号 第21191556号
 会員番号 第6483号
 入会年月日 令和3年7月1日
 氏名 山野 伊紀

事務所 行政書士山野伊紀事務所
 半田市青山1丁目3番地の4 3rdFUKUYA501号
 電話番号 0569-89-9830 所属支部 知多



登録番号 第21191303号
 会員番号 第6476号
 入会年月日 令和3年6月1日
 氏名 林 満

事務所 はやし行政書士事務所
 一宮市伝法寺4丁目5番地11
 電話番号 0586-81-3585 所属支部 一宮



登録番号 第21191557号
 会員番号 第6484号
 入会年月日 令和3年7月1日
 氏名 牧野 潤一

事務所 ユングコンサルティング行政書士事務所
 豊田市平芝町8丁目1番地13
 電話番号 090-4253-6820 所属支部 豊田



登録番号 第21191553号
 会員番号 第6480号
 入会年月日 令和3年7月1日
 氏名 細田 紘輔

事務所 細田行政書士事務所
 名古屋市中区金山五丁目11番6号 NSCビル4階
 電話番号 052-746-2900 所属支部 中央



登録番号 第21191558号
 会員番号 第6485号
 入会年月日 令和3年7月1日
 氏名 菱田 有修

事務所 菱田有修行政書士事務所
 日進市香久山三丁目1518番地
 電話番号 052-806-9658 所属支部 昭和



登録番号 第21191554号
 会員番号 第6481号
 入会年月日 令和3年7月1日
 氏名 丸山 新次

事務所 行政書士奥谷弘和事務所
 碧南市山神町7丁目2番地
 電話番号 0566-41-1155 所属支部 碧海



登録番号 第21191559号
 会員番号 第6486号
 入会年月日 令和3年7月1日
 氏名 原 祥子

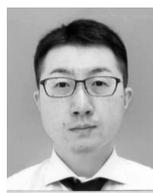
事務所 行政書士事務所トータルマネジメント
 春日井市勝川町六丁目140番地 王子不動産勝川ビル2階
 電話番号 0568-27-7555 所属支部 尾張

会員の動向



登録番号 第21191560号
 会員番号 第6487号
 入会年月日 令和3年7月1日
 氏名 仁井田 修

事務所 仁井田修行政書士事務所
 津島市東柳原町5丁目19番地の1
 電話番号 0567-24-5423 所属支部 海部



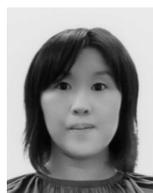
登録番号 第21191565号
 会員番号 第6492号
 入会年月日 令和3年7月1日
 氏名 韓 偉林

事務所 K ミカタ 行政書士事務所
 名古屋市昭和区鶴羽町二丁目21番地 Vivre御器所203号室
 電話番号 052-734-6307 所属支部 昭和



登録番号 第21191561号
 会員番号 第6488号
 入会年月日 令和3年7月1日
 氏名 有坂 真也

事務所 有坂行政書士事務所
 名古屋市北区大杉三丁目8番12号
 電話番号 052-916-2450 所属支部 西北



登録番号 第21191566号
 会員番号 第6493号
 入会年月日 令和3年7月1日
 氏名 塩澤 鯉都子

事務所 セントリーガル行政書士事務所
 名古屋市西区平中町341番地 エスペランサ巖樹1階
 電話番号 052-938-4458 所属支部 西北



登録番号 第21191562号
 会員番号 第6489号
 入会年月日 令和3年7月1日
 氏名 高木 祐三

事務所 たかぎ行政書士事務所
 名古屋市瑞穂区桜見町1丁目1番地の6 KS桜山201号
 電話番号 052-887-4566 所属支部 名南



登録番号 第21191567号
 会員番号 第6494号
 入会年月日 令和3年7月1日
 氏名 松本 真輝

事務所 松本真輝行政書士事務所
 名古屋市昭和区福原町三丁目28番1号
 電話番号 052-715-6699 所属支部 昭和



登録番号 第21191563号
 会員番号 第6490号
 入会年月日 令和3年7月1日
 氏名 川岸 秀彰

事務所 かわぎし行政書士事務所
 豊橋市花中町156番地4 セントラルヒルズB棟213号室
 電話番号 0532-33-0373 所属支部 東三



登録番号 第21191564号
 会員番号 第6491号
 入会年月日 令和3年7月1日
 氏名 神谷 和利

事務所 行政書士加藤登茂子事務所
 名古屋市千種区今池三丁目37番2号
 電話番号 052-875-7031 所属支部 中央

退会者のお知らせ

令和3年7月25日現在

支部	氏名	退会日
名南	吉川 秀樹	令和3年5月25日
豊田	生田 憲之	令和3年5月30日
西北	村田 洋一	令和3年5月31日
尾張	榊原 陽子	令和3年6月4日
東三	宇都宮 洋一	令和3年6月30日
新城	三浦 見枝子	令和3年7月13日
東三	藤升 朗壽	令和3年7月15日

法人会員の変更案内

法人番号 第1703701号
 会員番号 第H43号
 法人の名称 名古屋・東京行政書士法人
 社員（脱退） 柴原 隆宏
 変更事由 社員の脱退
 所属支部 名古屋

法人番号 第1704701号
 会員番号 第H45号
 法人の名称 行政書士法人中村事務所
 従たる事務所名称 行政書士法人中村事務所 豊橋オフィス
 従たる事務所所在地 豊橋市神明町74番地 豊橋フロントビル402
 社員（加入） 堀井 義明
 変更事由 従たる事務所移転、社員の加入
 所属支部 名古屋

法人番号 第1803201号
 会員番号 第H49号
 法人の名称 行政書士法人アスア
 従たる事務所名称 行政書士法人アスア 津島事務所
 従たる事務所電話番号 080-9150-1732
 変更事由 従たる事務所電話番号
 所属支部 名古屋

法人番号 第1902901号
 会員番号 第H57号
 法人の名称 行政書士法人パートナー
 従たる事務所名称 行政書士法人パートナー 一宮オフィス
 従たる事務所所在地 一宮市長島町5丁目12番地
 従たる事務所電話番号 0586-58-2984
 社員（加入） 林 良樹
 変更事由 従たる事務所設置、社員の加入
 所属支部 名古屋

法人番号 第1503401号
 会員番号 第H31号
 法人の名称 かわもと行政書士法人
 社員（脱退） 榊原 陽子
 変更事由 社員の脱退
 所属支部 尾張

法人番号 第1701501号
 会員番号 第H39号
 法人の名称 行政書士法人あいち行政&相続
 従たる事務所名称 行政書士法人あいち行政&相続 刈谷駅前店
 従たる事務所所在地 刈谷市桜町一丁目10番地2 第一セントラルビル3F
 従たる事務所電話番号 0566-93-5171
 社員（加入） 鈴木 薫
 使用人（退職） 鈴木 薫
 変更事由 従たる事務所設置、社員の加入、使用人の退職
 所属支部 碧海

新規法人登録入会の紹介

法人番号 第2103201号
 会員番号 第H73号
 入会年月日 令和3年5月10日
 法人の名称 行政書士法人心相続
 主たる事務所の名称 行政書士法人心相続
 主たる事務所所在地 名古屋市市中村区椿町18番22号 ロータスビル4F
 主たる事務所電話番号 090-8730-2330
 従たる事務所の名称 行政書士法人心相続 名古屋行政書士事務所
 従たる事務所所在地 名古屋市市中村区椿町14番13号 ウェストポイント8F
 従たる事務所電話番号 052-485-5850
 所属支部 名古屋

法人番号 第2103802号
 会員番号 第H74号
 入会年月日 令和3年5月10日
 法人の名称 スクエアワン行政書士法人
 従たる事務所の名称 スクエアワン行政書士法人 名古屋支店
 従たる事務所所在地 名古屋市中区丸の内二丁目15番12号-2
 従たる事務所電話番号 052-211-9116
 所属支部 中央

法人番号 第2105501号
 会員番号 第H75号
 入会年月日 令和3年6月16日
 法人の名称 行政書士法人TSUBOI A.P.
 主たる事務所の名称 行政書士法人TSUBOI A.P.
 主たる事務所所在地 名古屋市中区清水五丁目5番3号 名北フロントビル3階
 主たる事務所電話番号 052-982-6877
 所属支部 西北

事務所の変更案内

支部	会員名(上)・事務所名称(下)	事務所所在地	郵便番号	TEL	変更事項
中央	安田 和代			050-1538-9775	事務所電話番号
中央	横山 直和	名古屋市千種区今池四丁目4番2号 プロスパー第7ビル401号	464-0850		事務所所在地
中央	久野 里香				単体会変更(東京会へ)
中央	岡崎 一浩	名古屋市千種区内山1丁目10番4号	464-0075	090-7224-4562	事務所所在地、 事務所電話番号
中央	山本 高大	名古屋市東区代官町35番16号 第一富士ビル7階	461-0002	052-325-4002	事務所所在地、 事務所電話番号
中央	宮内 隆一 スクエアワン行政書士法人 名古屋支店			052-211-9116	事務所名称、 事務所電話番号
西北	湯浅 哲夫	名古屋市西区砂原町408番地の1	452-0811		事務所所在地
西北	竹内 数夫			052-717-4083	事務所電話番号
西北	鈴木 千帆 にじいろ行政書士事務所	名古屋市西区那古野二丁目23番21号 dela-dorra名駅5a	451-0042	052-466-5999	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
西北	三宅 正一郎	名古屋市北区御成通3丁目18 Mビル202号室	462-0807	052-938-6110	事務所所在地、 事務所電話番号
西北	内田 浩文			052-990-1838	事務所電話番号
名古屋	横井 健一	名古屋市中村区岩塚本通1丁目18番地 (オカダビル401号)	453-0861		事務所所在地
名古屋	斉藤 正樹			070-8564-2871	事務所電話番号
名古屋	西野 明美	名古屋市中村区松重町401番地 レーベン名古屋松重町GRANDAUBE1111号	450-0004	052-323-9030	事務所所在地、 事務所電話番号
名古屋	馬場 潤 行政書士法人心相続	名古屋市中村区椿町18番22号 ロータスビル4F	453-0015	090-8730-2330	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
名古屋	大沼 勇人 行政書士法人心相続 名古屋行政書士事務所	名古屋市中村区椿町14番13号 ウエストポイント8F	453-0015	052-485-5850	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
名古屋	後藤 幸子			052-471-0012	事務所電話番号
名古屋	伊藤 晃太郎				事務所電話番号廃止
名古屋	岩田 欣也 行政書士岩田欣也事務所	名古屋市中村区名駅三丁目28番12号 大名古屋ビルヂング25階社会保険労務士法人ひまわり内	450-6425	090-5607-0252	単体会変更(岐阜会より)
昭和	早川 信康			052-990-2444	事務所電話番号
昭和	内原 倫太郎 行政書士バンデ法務事務所	名古屋市天白区塩釜口一丁目712番地 (美幸ビル403号)	468-0073	052-861-7655	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号

支部	会員名(上)・事務所名称(下)	事務所所在地	郵便番号	TEL	変更事項
昭和	櫻井 達浩	名古屋市昭和区御器所三丁目10番5号 5階	466-0051		事務所名称、 事務所所在地
	櫻井行政書士オフィス				
昭和	松田 恒平	名古屋市昭和区御器所二丁目12番5号	466-0051		事務所名称、 事務所所在地
	松田行政書士事務所				
昭和	中田 雅恵	名古屋市天白区梅が丘二丁目101番地の3	468-0004	052-848-2146	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
	中田行政書士事務所				
昭和	城石 泰夫	名古屋市天白区八幡山337 林田ビル3階303号室	468-0074	090-8261-9829	単体会変更(富山会より)
	行政書士城石事務所				
尾張	内山 克典	小牧市大字南外山字道上4番地1	485-0024	0568-90-5622	事務所所在地、 事務所電話番号
尾北	講神 三奈			0568-50-2632	事務所電話番号
知多	鈴木 直美	半田市一本木町3丁目2番地	475-0014	0569-29-2067	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
	行政書士鈴木直美事務所				
知多	中野 文博			070-8460-1303	事務所電話番号
知多	春原 義昭	知多郡東浦町大字石浜菰蓋1番地143 アイプラザ	470-2103	0562-51-6747	単体会変更(長野会より)
	すのはら行政書士事務所				
碧海	土士田 昌子			090-4447-5512	事務所電話番号
碧海	森 智英	高浜市春日町三丁目1番地13 サンコートKASUGA301号	444-1334	0566-91-4424	事務所所在地、 事務所電話番号
碧海	鈴木 薫	刈谷市桜町一丁目10番地2 第一セントラルビル3F	448-0028	0566-93-5171	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
碧海	山本 和幸	刈谷市桜町一丁目10番地2 第一セントラルビル3F	448-0028	0566-93-5171	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
東三	小柳津 えみ	豊川市南大通三丁目28番地 サウス・アヴェニュー2階202	442-0889	0533-95-2010	事務所所在地、 事務所電話番号
東三	遠山 安宏	豊橋市吉川町7番地7	441-8002	0532-32-7782	事務所所在地、 事務所電話番号
東三	杉戸 菖	豊橋市神明町74番地 豊橋フロントビル402	440-0882		事務所所在地

ご逝去会員のお知らせ

海部支部 津田 敏博 会員 令和3年6月29日ご逝去 (享年72歳)

ご逝去を悼み謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

愛知県行政書士会
会長 前田 望



COSMOS通信 9月号

一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター愛知県支部

セミナー・相談会の開催報告

日時 令和3年6月10日(木) 午後1時30分～4時
場所 小牧市役所
相談会 相談員：平松支部長、青木 茂隆会員
相談者：5人

日時 令和3年6月15日(火) 午後1時～4時
場所 北名古屋市役所西庁舎
相談会 相談員：佐藤管轄長、西原 公正会員
相談者：4人

〈コスモスあいち主催〉

「終活に備えて知っておこう！」～あなたに寄り添う後見人～

日時 令和3年6月27日(日) 午後1時～4時
場所 高齢者就業支援センター5階大会議室
落語上映 社会人落語家(行政書士) 生島 清身(東京会会員)

寸劇 劇団コスモスあいちによる公演「任意後見編」
シンポジウム 愛知県福祉局高齢福祉課 職員
名古屋市健康福祉局高齢福祉部 職員

愛知県シルバー人材センター連合会 理事
講師：吉川副支部長、岡田副支部長

セミナー 参加者 40人
相談会 相談員：コスモスあいち役員及び劇団員
相談者：5人

日時 令和3年7月1日(木)
午後1時30分～3時30分
場所 江南市役所西分庁舎
相談会 相談員：犬塚 智子会員、山崎 俊会員
相談者：0人

日時 令和3年7月15日(木) 午後1時～3時
場所 扶桑町老人憩いの家
相談会 相談員：堀 己喜男会員、有我 昌久会員
相談者：0人

セミナー・相談会の開催予定

日時 令和3年9月13日(月) 午後1時～4時
場所 岩倉市役所 市民相談室
相談会 成年後見等無料相談会

日時 令和3年9月21日(火) 午後1時～4時
場所 北名古屋市役所東庁舎
相談会 成年後見等無料相談会

日時 令和3年9月23日(木) 午前10時～午後4時
場所 尾張一宮駅前ビル「一宮支部主催70周年記念事業」
寸劇 劇団コスモスあいちによる公演
相談会 成年後見等無料相談会

日時 令和3年10月7日(木)
午後1時30分～3時30分
場所 江南市役所西分庁舎
相談会 成年後見等無料相談会

日時 令和3年10月13日(水) 午後1時～4時
場所 小牧市役所
セミナー 成年後見セミナー
相談会 成年後見等無料相談会

日時 令和3年10月16日(土)17日(日)
午前10時～午後3時
場所 常滑市「古今散策」
相談会 成年後見等無料相談会

日時 令和3年11月17日(水) 午後1時～4時
場所 犬山市役所 会議室
セミナー 成年後見セミナー
相談会 成年後見等無料相談会

日時 令和3年11月18日(木) 午後1時～4時
場所 扶桑町老人憩いの家
セミナー 成年後見セミナー
相談会 成年後見等無料相談会

日時 令和3年11月24日(水) 午後1時～4時30分
場所 総合福祉センター小ホール(春日井市)
セミナー 成年後見セミナー
相談会 成年後見等無料相談会

※尚、日程等は中止及び変更になる場合があります。

コスモス業務相談会

業務相談をご希望の会員は、相談希望日の2週間程度前までに事務局へ連絡をして日程調整をしてください。

申込先 コスモスあいち事務局
TEL 052-908-3022

あとかき

残暑厳しい折柄、各会員の皆様に於かれましては如何お過ごしでしょうか。今夏はオリンピックが開催され、その結果に皆様も一喜一憂されたことと思います。この祭典が終わり行楽シーズンである秋を迎えようとしています。コロナ禍に於いては外出等の行動が多々制限を受けています。残念乍らコロナ禍が続いている以上、より一層の協力・自制により国民一体となってコロナを撃退しなければなりません。

ただ、コロナ禍と言えども、外出制限によるフラストレーションは溜まるばかりなので、精神衛生上あまり良い状態とは言えないでしょう。よって皆様方に於かれましては、外出を伴わないストレス解消法を見つけ、身体・精神共々健康に留意してお過ごしください。

広報部部长 伊藤 直仁

《今月の表紙》 前田利家公初陣の像（荒子駅）

あおなみ線荒子駅にある前田利家と正室まつの若いころの銅像で、初陣像とあります。

この銅像は名古屋クオリティライオンズクラブが創立5周年を記念して平成19年4月に建立したそうです。あおなみ線は、愛知県名古屋市中村区の名古屋駅から同市港区の金城ふ頭駅までを結ぶ名古屋臨海高速鉄道の鉄道路線です。近くには利家の生誕地や荒子観音もあるので散策のついでに見学されるといいと思います。

前田利家は尾張国海東郡荒子村（現・名古屋市中川区荒子）の荒子城主前田利春の四男。はじめ小姓として14歳のころに織田信長に仕え、青年時代は赤母衣衆として従軍し、槍の名手であったため「槍の又左」の異名を持った。その後柴田勝家の与力として、北陸方面部隊の一員として各地を転戦し、能登一国23万石を拝領し大名となる。

信長が本能寺の変により明智光秀に討たれると、はじめ柴田勝家に付くが、後に羽柴秀吉に臣従した。以後、豊臣家の宿老として秀吉の天下平定事業に従軍し、加賀国・越中国を与えられ加賀藩百万石の礎を築く。また、豊臣政権五大老に列せられ、豊臣秀頼の傅役（後見人）を任じられる。秀吉の死後、対立が顕在化する武断派と文治派の争いに仲裁役として働き、覇権奪取のため横行する徳川家康の牽制に尽力するが、秀吉の死の8ヶ月後に病死した。

写真：前田利家公初陣の像

（名古屋クオリティライオンズクラブ許諾済）

引用：「前田利家」『フリー百科事典ウィキペディア日本語版』

2021年7月14日(水)16:56 UTC

URL：<https://ja.wikipedia.org/>

会報308号 担当

広報部	担当副会長	小柳津えみ
	部長	伊藤 直仁
	次長	水野 悠
	部員	鈴木 里佳
会報委員会	部員	中村 修一
	委員長	長峰 均
	副委員長	森 優子
	本号担当委員 (表紙)	金丸 洋
	(会員訪問記)	中津留太郎

会報308号 令和3年9月1日発行

発行人 前田 望
編集人 伊藤 直仁

発行所 愛知県行政書士会

〒461-0004

名古屋市東区葵一丁目15番30号

TEL 〈052〉 931-4068 (代)

FAX 〈052〉 932-3647

E-mail info@aichi-gyosei.or.jp

<http://www.aichi-gyosei.or.jp>

印刷所 日大印刷株式会社

行政書士による電話無料相談会

行政書士法における業務範囲内でのご相談をお受けいたします

開設日 令和3年 **10月2日(土)**

時間 午前10時から午後4時まで

内容 相続(遺産分割協議書作成)・遺言／各種契約書・合意書／定款作成
法人設立／建設業・風俗営業許可／土地開発許可／戸籍関係／帰化・入管関係
不動産関係／自動車登録／著作権等
※当日は電話相談のみ受け付けます。(常設無料相談会は毎月第2火曜日)

相談専用電話番号 **Tel.052-908-7255**

行政書士ADRセンター愛知



自転車事故に関する紛争※

- ・自転車と自転車の衝突
 - ・自転車と歩行者との衝突
 - ・自転車が引き起こした物損事故
- ※自転車以外の車両との衝突事故は除きます。

※の紛争については、申込の際の要求額が60万円を超えないものが対象になります。



居住用賃貸建物に関する敷金返還 または原状回復に関する紛争

- ・敷金精算に関する紛争
- ・賃貸建物の原状回復費用の負担割合に関する紛争



愛護動物(ペットその他の動物)に関する紛争※

- ・ペットによる噛みつき、引っかき事故
- ・ペットが受けた噛みつき等の損害事故
- ・血統書付きのペットの売買に関する紛争
- ・ペットの鳴き声をめぐる紛争
- ・猫へのエサやりに関する紛争



外国人の職場環境・教育環境に関する紛争

- ・外国人に対する職場ハラスメント
 - ・外国人の職場での待遇についての不満
 - ・外国人の就学者に対するいじめ
 - ・外国人就学者から学校へのクレーム
- ※職場・学校における外国人に対する宗教、環境その他文化的価値の違いに起因する紛争

行政書士ADRセンター愛知の紹介

- 運営主体：愛知県行政書士会(所管)
行政書士ADRセンター愛知運営委員会
 - 実施主体：運営委員会が選任した手続実施者
 - 実施場所：名古屋市東区葵一丁目15番30号
愛知県行政書士会館
 - 実施日：毎月第1、第3火曜日、午前10時から午後4時まで
(祝日・休日・年末・年始は休み)
- 当センターは、法務大臣より認証を受けた紛争解決事業者です。(認証番号No.62)
 - 当センターの利用に当たっては、事前に重要事項の説明を受けていただきます。
 - 当センターをご利用になるには、申込書や所定の資料を提出していただきます。

ADR専用 Tel.052-908-3021



●地下鉄東山線「新栄町」駅2番出口より徒歩5分